

令和2年第1回定例会会議録（第3号）

令和2年3月9日

○出席議員（25名）

1番	榎田貢君	2番	日名子敦子君
3番	美馬恭子君	4番	阿部真一君
5番	手束貴裕君	6番	安部一郎君
7番	小野正明君	8番	森大輔君
9番	三重忠昭君	10番	森山義治君
11番	穴井宏二君	12番	加藤信康君
13番	荒金卓雄君	14番	松川章三君
15番	萩野忠好君	16番	市原隆生君
17番	黒木愛一郎君	18番	平野文活君
19番	松川峰生君	20番	野口哲男君
21番	堀本博行君	22番	山本一成君
23番	泉武弘君	24番	河野数則君
25番	首藤正君		

○欠席議員（なし）

○説明のための出席者

市長	長野恭紘君	副市長	阿南寿和君
副市長	川上隆君	教育長	寺岡悌二君
水道企業管理者	中野義幸君	総務部長	樫山隆士君
企画部長	松川幸路君	観光戦略部長	田北浩司君
経済産業部長	白石修三君	公営事業部長	上田亨君
生活環境部長	安藤紀文君	福祉共生部長 兼福祉事務所長	中西康太君
いきいき健幸部長	猪股正彦君	建設部長	狩野俊之君
共創戦略室長	内田剛君	消防長	本田敏彦君
教育部長	稲尾隆君	水道局次長 兼総務課長	藤吉賢次君
財政課長	安部政信君		

○議会事務局出席者

局	長	安	達	勤	彦	議事総務課長	佐	保	博	士		
補佐兼議事係長		岡	崎	英	二	補佐兼総務係長	内	田	千	乃		
補	佐	浜	崎	憲	幸	主	梅	津	聖	子		
主	査	松	尾	麻	里	主	佐	藤	雅	俊		
主	事	大	城	祐	美	速	記	者	桐	生	正	子

○議事日程表（第3号）

令和2年3月9日（月曜日）午前10時開議

- 第 1 上程中の全議案のうち常任委員会に付託された議案及び請願に対する各常任委員会委員長報告、討論、表決
- 第 2 議第44号 別府市公民館条例等の一部改正についてに対する訂正上程、訂正理由説明、質疑、討論、表決
- 第 3 議第60号 別府市役所事務分掌条例の一部を改正する条例等の一部改正について上程、提案理由説明、質疑、討論、表決

○本日の会議に付した事件

日程第1～日程第3（議事日程に同じ）

午前10時00分 開会

○議長（萩野忠好君） ただいまから、継続市議会定例会を開会いたします。

開議に先立ち、市長より報告があるため発言をいたしたいとの申出がありましたので、これを許可いたします。

（市長・長野恭紘君登壇）

○市長（長野恭紘君） 本日の議事に先立ち、別府市として新型コロナウイルスに係るこれまでの対応等について御説明をさせていただきます。

現在、市では通常業務に加え、対策本部を設置し対応を行っているところです。このたび多くの議員の皆様から、感染防止のための対策等に集中できるよう御配慮いただきましたことに対し、厚く御礼を申し上げます。

新型コロナウイルス感染症患者が国内で確認された状況を踏まえ、1月27日、別府市新型コロナウイルス対応連絡会議を設置し、情報の収集と共有を図るとともに、対応策について協議を行ってまいりました。その後、国内にも感染症患者が日増しに増加する状況に鑑み、2月19日には、集団感染などのおそれをできるだけ回避し、市民や観光客が少しでも安心して過ごすことができるように、3月末までの行事のうち、不特定多数と接触する可能性が高いもの、高齢者等が多く参加するもの、市民生活等に大きな支障を及ぼさないと判断されるものについて、中止又は延期を決定いたしました。

2月25日には、大分県に対策本部が設置されたことに伴い、県及び関係医療機関との連携、情報収集体制を強化し、適切な情報提供を行うため、別府市新型コロナウイルス感染症対策本部へ移行いたしました。

2月28日に国及び県からの要請を受け、3月2日から3月26日まで小中学校を臨時休校といたしました。別府市は、独自の対応として、原則小学校3年生までの放課後児童クラブに通う児童など、保護者の方がどうしても仕事を休めない場合や、家庭での見守りを願う人がいない場合は、各小学校で感染防止に配慮しながら教職員による受入れを実施することといたしました。

受入れ初日は、市内で対象となる小学3年生以下の約23%の児童を受入れましたが、先週末では約21%となっている状況です。保護者の皆様方には、何よりも子どもたちの健康、安全を第一に考え、長時間にわたり同じ空間を共にすることによる感染リスクをできるだけなくすための対応に御理解と御協力をいただき感謝申し上げます。

また、3月6日には、中学校の卒業式を卒業生及び教職員で実施いたしました。保護者の皆様方には、我が子の卒業式に出席がかなわないこととなり、大変申し訳なく思っております。せめてもの思い出にと、後日卒業式当日の映像を御家庭に配布させていただきたいと考えております。

3月3日に大分市で県下初の感染症患者が確認されたことに伴い、別府市においては、原則、社会教育施設、社会体育施設及び集会施設等は当分の間閉鎖し、また3月末までのイベント等については、市民生活等に影響が大きいもの以外は中止または延期の方針としました。

先週末の時点において、68館が休館または一部休業しており御不便をおかけしている状況ですが、少しでも市民生活に影響が及ばないよう、別府市公会堂、各地区公民館では引き続き住民票等の発行業務を行っております。また、男女共同参画センター等での相談業務は電話に切り替えて対応しているところです。これらの対応については、報道機関へお知らせするとともに、市ホームページ等での周知を行うなど速やかな広報に努めております。

3月4日には、早期の終息が見通せない中、「別府八湯温泉まつり」の延期及び「べっぴん鶴見岳一気登山大会」の中止が発表されたところですが、4月以降に開催されるイベン

ト等については、状況を見ながら適切に判断し、皆様方にお知らせしていきたいと考えております。

国内外の観光客の減少により、基幹産業である観光業を中心に大変厳しい状況ではあります。資金繰りなど経営面等への影響を最小限に抑えるため、事業者の皆様の声をお聞きしながら、今の資金繰り対策をまずしっかりと行います。そして、先を見据え、終息後を想定した経済対策を速やかに発動できるよう、国、県とも密に連携し、別府市としてしっかりと対応を行ってまいりたいと考えております。

また、新型コロナウイルスに関連し、休業により収入が減少及び途絶する方々に対しても、関係機関と連携して、生活福祉資金制度等を活用し、支援を行ってまいります。

改めて市民の皆様には、信頼できる情報の基に冷静に対応していただきますとともに、できるだけ感染を抑えるために一人一人が手洗い、マスクの着用などの感染予防に努めていただきますようお願いいたします。重症化しやすい高齢者や基礎疾患をお持ちの方々には、特に御注意いただきますようお願い申し上げます。

別府市としては、刻一刻と状況が変化する中、国や県の対応を注視し、あらゆることを想定しながら、しっかりと対応を行ってまいりたいと考えております。

この難局を別府市一丸となって乗り越えてまいりたいと考えておりますので、議員の皆様におかれましては、引き続き御協力を賜りますようお願い申し上げます。

- 議長（萩野忠好君） 次に、去る3月4日開会の厚生環境教育委員会において、阿部真一君から副委員長を辞任したい旨の申出があり、これを許可するとともに、新たに榊田貢君が同委員会の副委員長に選任されましたので、報告をいたします。

これより、会議を開きます。

本日の議事は、お手元に配付しております議事日程第3号により行います。

日程第1により、上程中の全議案のうち、常任委員会に付託された議案及び請願に対する各委員会の審査の経過と結果について、各委員長から順次報告をお願いいたします。

（厚生環境教育委員会副委員長・榊田 貢君登壇）

- 厚生環境教育委員会副委員長（榊田 貢君） 委員長に代わりまして、副委員長の私から御報告申し上げます。

去る3月3日の本会議において、厚生環境教育委員会に付託を受けました議第1号令和元年度別府市一般会計補正予算（第5号）関係部分外8件及び2月27日に付託を受けました請願1件について、委員会を開会し慎重に審査をいたしましたので、その経過と結果について御報告いたします。

初めに、議第1号令和元年度別府市一般会計補正予算（第5号）関係部分についてであります。

各課主なものとして、環境課関係では、悪天候による工期延長を想定し小規模給水施設整備事業の繰越明許費を計上、福祉政策課関係では、入札結果により、福祉サービス事業あり方検討委員会運営支援委託料を減額補正しているとの説明がなされました。

ひと・くらし支援課関係では、生活保護費が当初の見込みを上回ることにより増額補正をしているとの説明に対し、委員から、増加の要因について質疑がなされ、当局から、主に医療扶助費の増加による影響である旨の答弁がなされました。

別の委員から、医療扶助費削減に向け、ジェネリック医薬品を推奨する取組が要望された次第であります。

次に障害福祉課関係では、決算見込みにより、障がい児の放課後等デイサービス給付費、及びその財源として国と県の負担金を減額しているとの説明が、子育て支援課関係では、決算見込みを反映し保育園運営費負担金を減額し、歳出に関連する歳入予算を併せて補正計上しているとの説明がなされました。

委員からなされた減額の要因についての質疑に対し、当局から、公定価格や各種加算の改定率を加味して予算措置していたが、改定率が想定を下回ったこと等が要因であるとの答弁がなされた次第であります。

続きまして、健康づくり推進課関係では、平成30年度の健康増進事業費補助金等の額の確定により、歳出において国や県への返納金を計上しているとの説明がなされました。

次に教育政策課関係では、国の補正予算を受けて、児童生徒1人に1台のパソコンを整備するため、小中学校の校内通信ネットワークの整備費、及びその財源として国庫補助金等を追加計上しているとの説明がなされました。

委員からの、タブレット導入により教員の負担増が懸念されることへの対策についての質疑に対し、当局から、タブレットの活用は採点や評価等が効率的にでき、教員の働き方改革にもつながると考えており、負担が増加しないよう引き続きICT支援員の拡充を図っていきたいとの答弁がなされました。

さらに委員から、学校と民間の役割を明確にするよう意見がなされた次第であります。

続きまして、学校教育課及び社会教育課関係では、入札残を反映させ、旧総合教育センターと別府市市民会館別館の解体工事費、及び歳入として事業債を減額補正しているとの説明が、また、スポーツ健康課関係では、明豊高校の選抜高校野球大会出場に伴い、応援交通費補助金を増額しているとの説明がなされました。

委員から、新型コロナウイルスの影響により無観客試合になった場合の補助について質疑があり、当局から、この場合は応援に当たらないため、補助できない旨の答弁がなされました。

最後に、保険年金課及び高齢者福祉課関係では、各特別会計の決算見込みにより、歳入歳出予算の計数整理をしているとの説明がなされました。

次に、議第2号令和元年度別府市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）、及び議第5号令和元年度別府市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）では、軽減対象となる被保険者数の減少による歳入歳出予算の減額補正のほか、高額療養費負担金の増額補正等を計上しているとの説明がなされました。

続きまして、議第4号令和元年度別府市介護保険事業特別会計補正予算（第3号）では、介護予防サービス等の利用が当初見込みを下回ることにより給付費負担金等を減額し、その財源となる歳入予算を併せて減額補正しているとの説明がなされました。

委員から、ケアマネジメント業務の契約方法について質疑がなされ、当局からの地域包括支援センターとの委託契約であるとの答弁に対し、さらに委員から、市民ニーズに応じたサービスの提供ができるよう、ケアマネージャーの選定は、委託先に一任するのではなく、当局でも経験年数等を勘案し、査定するよう意見がなされた次第であります。

以上4件の補正予算議案の採決におきましては、当局の説明を適切妥当と認め、全員異議なく原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、条例改正及びその他議案についてであります。

初めに、議第43号別府市公民館条例の一部改正について、及び議第47号別府市老人憩の家の設置及び管理に関する条例の一部改正については、老朽化のため別府市北部地区公民館なでしこ分館や別府市老人憩の家を廃止することに伴い、条例を改正するものであるとの説明がなされました。

次に、議第46号別府市放課後児童健全育成事業の設置及び運営に関する基準を定める条例の一部改正についてであります。

放課後児童クラブにおける「みなし支援員」に係る経過措置の期限を令和5年3月まで延長することに伴う条例改正であるとの説明がなされたのに対し、委員から、さらなる期間延長とならないよう、研修未了の「みなし支援員」の解消に向けた施策を講じるよう要

望がなされた次第であります。

続きまして、議第 49 号別府市印鑑条例の一部改正については、意思能力を有しない者と法定代理人の同行による申請であれば、印鑑登録が可能となるよう条例を改正しようとするものであるとの説明が、また、議第 58 号別府市営クレ射撃場の長期かつ独占的な利用については、市営クレ射撃場を令和 2 年度から 6 年度まで大分県クレ射撃協会に長期かつ独占的に利用させることに伴い、議会の議決を求めるものであるとの説明がなされました。

以上 5 件の議案につきましては、当局の説明を了とし、全員異議なく原案どおり可決すべきものと決定いたしました次第であります。

最後に、請願第 1 号気候変動に対する非常事態宣言を求める請願についてであります。

委員から、このまま温暖化が進行した場合、2030 年から 2050 年には産業革命以前と比較し 1.5 度上昇するおそれがあるため、本市でも気候変動が異常な状態であることを認め非常事態を宣言し、気候変動に対する取組を加速させるべきであるとの意見がなされました。

この意見に対して委員が賛同し、採決におきましては、全員異議なく原案どおり採択すべきものと決定し、さらに採択された請願を当局に送付することが適当であるとの結論に至りました。

以上で、当委員会に付託を受けました議案と請願に対する審査の概要と結果の報告を終わります。

何とぞ、議員各位の御賛同をよろしくお願いいたします。(拍手)

(総務企画消防委員会委員長・手束貴裕君登壇)

○総務企画消防委員会委員長(手束貴裕君) 御報告申し上げます。

総務企画消防委員会は、去る 3 月 3 日の本会議において付託を受けました議第 1 号令和元年度別府市一般会計補正予算(第 5 号)関係部分、その他 4 議案につきましては、翌 4 日に委員会を開会し慎重に審査をいたしましたので、その経過と結果について御報告いたします。

初めに、議第 1 号令和元年度別府市一般会計補正予算(第 5 号)関係部分についてであります。

まず消防本部関係部分では、当局から、消防ポンプ自動車・消防指揮車・緊急輸送車の 3 台を更新するに当たり、入札により生じた差額について関係予算を減額するものである旨の説明がなされました。

委員から、入札において過剰な見積りではなかったのか、これほど大きな差額が出た原因は何かとの質疑に対し、当局から、積算に当たり情報精査が不十分であったと考えられるため、今後はさらに適正な積算となるよう努力していきたいとの答弁がなされました。

次に総務課関係部分では、市有地売却に伴う土地売払い収入の追加額や、扇山ゴルフ場の貸付け面積の見直しによる土地測量等委託料、喫煙スペースの整備に伴う関係予算の減額、さらに、庁舎清掃委託といった庁舎維持管理の経費の不用額等についてそれぞれ詳細な説明に対し、委員から、生活習慣病の要因で飲酒、喫煙が大きい。禁煙の指導を進めるべきではとの質疑がなされ、当局より、喫煙スペースにも禁煙ポスターを掲示し指導していくとの答弁がなされた次第であります。

職員課関係部分では、職員人事管理に要する経費において、退職者の人数が増えたことによる増額と、衛生管理に要する経費において、職員健康診査委託料が当初見込みより下回ったため、減額する旨の説明がなされました。

また市民税課関係部分では、マイナンバー法に基づき異なる行政機関の間で個人情報のやり取りを行うシステムの改修が小規模で運用保守の範囲内であったため不用額を計上

し、資産税課関係部分では、地価の下落分を令和2年度の固定資産税における土地の評価に反映させるための鑑定評価を行った結果、下落地点が当初見込みより大幅に少なかったため減額となった旨の説明がなされました。

次に総合政策課関係部分では、地方創生交付金対象事業の決算見込みにより、歳入の計数整理の減額、「湯のまち別府ふるさと応援寄附金」の増加により、当初の見込みから1億2,971万1,000円を追加し、これに伴いクレジット決済などの手数料及び包括代行業務等委託料を増額するものである。また、総合計画・総合戦略策定支援業務の公募型プロポーザル業者選定に伴う委託料の差額の減額、さらには、「広域行政に要する経費」において、秋草葬祭場及び藤ヶ谷清掃センターに係る人件費の精算に伴い減額補正等を行うとともに、「交通体系整備促進に要する経費」では、東山地区及び大所・小坂地区で実施している「みんなのタクシー事業」委託料と公共交通基礎調査業務委託料入札差額の減額と生活バス路線維持費補助金の増額の差額110万6,000円を減額する説明がなされた次第であります。

これに対し委員から、オンデマンドバス利用について高齢者に対するスマートフォンの研修会などが必要ではないかとの質疑に対し、当局より、デジタルファースト宣言をしており、今後デジタル化は必要となるので検討したいとの答弁がなされ、これを了といたしました。

財政課関係部分では、地方債補正として普通交付税の算定において生じた基準財政収入額と収入実績との差額を精算するため「減収補てん債」を発行すること、基金積立金の追加額として、湯のまち別府ふるさと応援寄附金、土地売払い収入の追加額を「湯のまち別府ふるさと応援基金」、「別府市公共施設再編整備基金」に積み立てるとの説明がなされました。

また情報推進課関係部分では、コンピューターシステム等借上料で令和元年度のリース契約の入札の実施に伴い入札残が発生したため債務負担金額を見直し、業務用パソコン1,097台の更新業務の入札減、またリース契約の入札減によりそれぞれ減額するとの説明がなされました。

これに対し委員から、高額な契約を結んでいるが、市としてもそれに見合った生産性を上げる取組をやるべきではないかとの質疑に対し、当局から、入力業務をロボットが行うなど県内でも先駆的に取り組んでいるとの説明がなされました。

予算議案の最後、選挙管理委員会関係部分であります。昨年4月に執行された大分県知事・県議会議員選挙、及び別府市長・市議会議員選挙、並びに7月に執行された参議院議員選挙に係る執行経費の精算に伴う減額であるとの詳細な説明がなされた次第であります。

最終的に、議第1号令和元年度別府市一般会計補正予算関係部分について採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、条例議案3件とその他議案1件についてであります。

まず、議第38号市長専決処分条例及び別府市監査委員に関する条例の一部改正については、地方自治法第243条の2が、地方自治法の一部改正により第243条の2の2に移動すること等に伴い、この条を引用する条例を改めるものであるとの説明がなされました。

次に、議第39号特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正については、監査制度の充実強化の一環として新たに監査専門委員を置くことができるとされたことに伴い、臨時の監査専門委員に対する報酬額等を定めるための条例改正であるとの説明がなされた次第であります。

これに対し委員より、監査専門委員の人選には十分留意するとともに、適正な監査体制の確立を求める意見が寄せられました。

続きまして、議第 41 号べつぶ創生応援基金条例の制定については、地域再生計画に基づく事業を企業版ふるさと納税による寄附金を活用して実施するため、新たに基金を設置するとの説明がなされました。

最後に、議第 57 号他の普通地方公共団体の公の施設を本市の住民の利用に供させることに関する協議については、7 市 1 町が公共施設の相互利用を実施している施設に「大分市大洲総合体育館」を加えるとの説明がなされた次第であります。

採決の結果、3 件の条例議案と 1 件のその他議案について当局の説明を了とし、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上が、当委員会に付託を受けました議案の審査とその結果についての報告であります。何とぞ、議員各位の御賛同をよろしくお願いいたします。(拍手)

(観光建設水道委員会委員長・市原隆生君登壇)

○観光建設水道委員会委員長(市原隆生君) 去る 3 月 3 日の本会議において、観光建設水道委員会に付託を受けました議第 1 号令和元年度別府市一般会計補正予算(第 5 号)関係部分外 10 件について、委員会を開会し慎重に審査をいたしましたので、その経過と結果について御報告いたします。

初めに、議第 1 号令和元年度別府市一般会計補正予算(第 5 号)関係部分についてであります。

観光課関係では、「第 32 回別府湯けむり健康マラソン大会」について、これまで実行委員会の事務局を担っていた企業が辞退し、その後も事務局となる団体等がなく、大会が中止となったことにより補助金の不用額が生じたため、経費を減額補正したとの説明がなされました。

委員から、当該企業が辞退した原因について質疑がなされ、当局から、補助金を減額したことにより、開催経費の収支見通しがたたなかったことが原因であるとの説明がなされました。

さらに委員から、長きにわたり実施されてきたこのイベントは、市内外から多くの参加者が見込まれるため、開催について再検討するべきではないかとの意見に対し、当局から、現在、陸上競技協会等と協議を行っており、開催に向け調整を進めているとの答弁がなされた次第であります。

次に公園緑地課関係では、鉄輪地獄地帯公園の整備について、基本協定締結に向け事業者と最終的な協議を行っており、今月中に締結を行うこと、また、整備後の公園の一部施設は、事業者から市へ有償譲渡されるため、公園整備工事費として計上していた 8,130 万円を減額し、同額をその購入費として増額計上したとの説明に対し、委員から、協定の締結に当たり、プロポーザルでの提案内容に変更はないのかとの質疑がなされ、当局から、提案内容に変更はなく、今後もその内容が履行されるよう事業を進めていきたいとの答弁がなされました。

そのほか、関係各課から、国及び県の交付金等の額の決定に伴う事業費の減額、入札結果等を反映した決算見込みによる歳入歳出予算の計数整理、さらには、工期延長等に伴う繰越明許費などを補正計上しているとの説明がなされました。

次に、議第 3 号令和元年度別府市競輪事業特別会計補正予算(第 3 号)では、車券発売金が当初の見込みから増加したことに伴う経費の増額や、決算見込みによる歳入歳出予算の補正を計上しているとの説明がなされました。

委員から、ボートピアが建設された影響について質疑がなされ、当局から、ボートピアの売上げ等については、現在調査中であり、影響の算出には数カ月を要するとの答弁がなされました。

続きまして、議第 6 号令和元年度別府市水道事業会計補正予算(第 1 号)では、当局から、

1年間の営業成績を示す収益的収入及び支出からなる当年度純利益は1億8,890万1,000円であり、投資的経費の財源を示す資本的収入及び支出については、10億7,234万5,000円の不足が生じるが、この不足額については、過年度分損益勘定留保資金や減債積立金などで補填する予定であるとの説明がなされました。

以上3件の補正予算議案は、採決の結果、当局の説明をいずれも適切妥当と認め、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定した次第であります。

次に、議第40号別府競輪場周辺環境改善基金条例の制定についてであります。

この条例は、別府競輪場の環境改善及び競輪事業を活用した地域振興を目的として制定するものであるとの説明がなされました。

委員からの、基金の支出範囲、方法等についての質疑に対し、当局から、選定委員会や審議会等を設置する必要があると考えているが、具体的な方針については、来月1日付で新設される地域振興係にて協議していきたいとの答弁がなされました。

委員から、この答弁に対し、条例の制定意義を失わないよう、今後条文の改正等を含めた見直しについても検討してほしいとの意見がなされた次第であります。

続きまして、議第50号別府市中小企業振興基本条例の制定については、中小企業の振興に関し、基本理念、市の責務及び施策の基本方針を定め、これらの施策を総合的かつ計画的に推進することにより、中小企業の活性化、本市経済の持続的な発展、ひいては市民生活の向上を図ることを目的に制定するものであるとの説明がなされました。

委員から、県内ではほとんどの市町村が条例を制定しているが、本市での制定が遅れた理由及び制定に至った経緯について質疑がなされ、当局から、本条例については、理念的なものが中心であったことから制定を見送ってきたが、別府ツーリズムバレー構想の推進を鑑み制定の必要性があると判断したとの答弁がなされました。

さらに別の委員から、新型コロナウイルスの感染拡大により中小企業の経営に影響を及ぼしていることから、その支援策として市独自のプレミアム付商品券を発行すること等も検討してみてもどうかとの意見もなされた次第であります。

次に、議第51号別府市公設地方卸売市場条例の一部改正についてであります。

卸売市場法の一部を改正する法律により当該卸売市場法の一部が改正され、業務運営の原則として「差別的取扱いの禁止」等が規定されたことに伴い、条例を改正するものであるとの説明がなされました。

続きまして、議第52号別府市市道の構造の技術的基準等を定める条例の一部改正については、道路構造令の一部を改正する政令により当該道路構造令の一部が改正され、新たに設置する道路において自転車通行空間の確保を推進するため、自転車通行帯の設置が規定されたことにより、条例を改正するものであるとの説明がなされました。

次に、議第54号別府市建築審査会条例の一部改正についてであります。

来月1日付で実施される機構改革に伴い、建築審査会の事務を行う担当課を「建設部建築指導課」から「建築審査担当主管課」に改めるための条例改正であるとの説明がなされた次第であります。

続きまして、議第55号別府市営住宅の設置及び管理に関する条例等の一部改正については、民法の一部を改正する法律により民法の一部が改正され、市営住宅に係る条例において敷金の充当について規定されたこと等に伴い、条例を改正するものであるとの説明がなされました。

次に、議第56号別府市公共下水道区域外流入受益者分担金の徴収に関する条例の制定についてであります。

これまで対象としていなかった個人宅等も含め、公共下水道区域外から公共下水道へ接続する全ての場合において、受益者分担金を徴収できるようにするための条例制定である

との説明がなされました。

最後に、議第 59 号市道路線の認定及び廃止については、道路法の規定に基づき、15本の路線を認定し、3本の路線を廃止することについて、議会の同意を求めるものであるとの説明がなされました。

以上7件の条例改正等の議案及び1件のその他議案は、採決の結果、当局の説明をいずれも了とし、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定した次第であります。

以上が、当委員会に付託を受けました議案に対する審査の概要と結果についての報告であります。

何とぞ、議員各位の御賛同をよろしくお願いいたします。(拍手)

○議長(萩野忠好君) 以上で、各委員長報告は終わりました。

少数意見者の報告、討論の通告はありませんので、順次採決を行います。

初めに、上程中の議第 43 号別府市公民館条例の一部改正についてを採決いたします。

この採決は、地方自治法第 244 条の 2 第 2 項及び議会の議決に付すべき公の施設の利用及び廃止に関する条例第 3 条第 1 号の規定により、出席議員の 3 分の 2 以上の同意を必要とする特別多数議決であります。

ただいまの出席議員数は 25 名であります。その 3 分の 2 は 17 名であります。

なお、この特別多数議決には、地方自治法第 116 条の規定により、私、議長も表決権を行使することとされておりますので、御了承願います。

本件については、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長(萩野忠好君) ただいまの起立数は 25 名であり、所定数に達しております。よって、本件は、原案のとおり可決されました。

次に、議第 41 号べっふ創生応援基金条例の制定についてに対する委員長の報告は、原案可決であります。本件については、委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長(萩野忠好君) 起立多数であります。よって、本件は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議第 1 号令和元年度別府市一般会計補正予算(第 5 号)から議第 6 号令和元年度別府市水道事業会計補正予算(第 1 号)まで、議第 38 号市長専決処分条例及び別府市監査委員に関する条例の一部改正についてから議第 40 号別府競輪場周辺環境改善基金条例の制定についてまで、議第 46 号別府市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について、及び議第 47 号別府市老人憩の家の設置及び管理に関する条例の廃止について、議第 49 号別府市印鑑条例の一部改正についてから議第 52 号別府市市道の構造の技術的基準等を定める条例の一部改正についてまで、並びに議第 54 号別府市建築審査会条例の一部改正についてから議第 59 号市道路線の認定及び廃止についてまで、以上 21 件に対する各委員長の報告は、いずれも原案可決であります。以上 21 件については、各委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(萩野忠好君) 御異議なしと認めます。よって、以上 21 件は、各委員長報告のとおり可決されました。

次に、請願第 1 号気候変動に対する非常事態宣言を求める請願に対する委員長の報告は、これを採択すべきものとの報告であります。本件については、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（萩野忠好君） 御異議なしと認めます。よって、本件は、委員長報告のとおり採択すべきものと決しました。

次に、日程第2により、議第44号別府市公民館条例等の一部改正についてに対する訂正についてを上程議題といたします。

市長より、訂正理由の説明を求めます。

（市長・長野恭紘君登壇）

○市長（長野恭紘君） ただいま議題となりました議第44号別府市公民館条例等の一部改正についてに対する訂正について、その理由を御説明申し上げます。

新型コロナウイルス感染者が全国で発生する中、感染拡大の防止に全力で取り組むことが急務であり、本年4月1日に実施予定の機構改革は、一部を除き延期し、また人事異動も必要最低限にとどめる必要があると判断しました。

そのため、本議会に上程中の議案のうち、機構改革にも関係する議第44号別府市公民館条例等の一部改正についての附則に定める条例の施行日「令和2年4月1日」を、「規則で定める日」に訂正することについて、別府市議会会議規則第19条第1項の規定により議会の承認をお願いするものです。

何とぞ、よろしくお願い申し上げます。

○議長（萩野忠好君） 以上で、説明は終わりました。

これより、質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（萩野忠好君） お諮りいたします。別に質疑もないようでありますので、以上で質疑を打ち切り、委員会付託、討論を省略し、これより採決を行いたいと思っておりますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（萩野忠好君） 御異議なしと認めます。よって、以上で質疑を打ち切り、委員会付託、討論を省略し、これより採決を行います。

議第44号別府市公民館条例等の一部改正についてに対する訂正については、これを承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（萩野忠好君） 御異議なしと認めます。よって、議第44号別府市公民館条例等の一部改正についてに対する訂正については、承認されました。

次に、日程第3により、議第60号別府市役所事務分掌条例の一部を改正する条例等の一部改正についてを上程議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

（市長・長野恭紘君登壇）

○市長（長野恭紘君） ただいま上程されました議第60号別府市役所事務分掌条例の一部を改正する条例等の一部改正についてを御説明いたします。

先ほどの議第44号の訂正でも説明しましたように、新型コロナウイルス感染者が全国で発生する中、感染拡大の防止に全力で取り組むことが急務であり、本年4月1日実施予定の機構改革は、一部を除き延期し、また人事異動も必要最低限にとどめる必要があると判断しました。

そのため、機構改革に係る条例について、その施行日を延期するため条例を改正しようとするものです。

何とぞ、よろしくお願い申し上げます。

○議長（萩野忠好君） 以上で、提案理由の説明は終わりました。

これより、質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（萩野忠好君） お諮りいたします。別に質疑もないようでありますので、以上で質疑を打ち切り、委員会付託、討論を省略し、これより採決を行いたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（萩野忠好君） 御異議なしと認めます。よって、以上で質疑を打ち切り、委員会付託、討論を省略し、これより採決を行います。

議第 60 号別府市役所事務分掌条例の一部を改正する条例等の一部改正については、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（萩野忠好君） 御異議なしと認めます。よって、議第 60 号別府市役所事務分掌条例の一部を改正する条例等の一部改正については、原案のとおり可決いたしました。

以上で、本日の議事は終了いたしました。

明日 10 日から 12 日までの 3 日間は、予算決算特別委員会における審査等のため本会議を休会いたしたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（萩野忠好君） 御異議なしと認めます。よって、明日 10 日から 12 日までの 3 日間は、予算決算特別委員会における審査等のため本会議を休会とし、次の本会議は 13 日定刻から開会いたします。

本日は、これをもって散会いたします。

午前 10 時 48 分 散会